

原子力の平和的利用に関する協力のための  
日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定

平成18年2月  
外務省

**1. 締結までの経緯**

- (1) 我が国は燃料供給の安定化に向けて核燃料サイクル政策をとってきている。この政策の一環として、我が国の原子力発電所から生じた使用済燃料を英国又はフランスにて再処理した結果回収されたプルトニウム及びウランを、核燃料として加工するためベルギー、ドイツ及びオランダに大量かつ継続的に移転することが見込まれていたことから、平成7年、我が国は、これらの諸国を加盟国に含む欧州原子力共同体（ユーラトム）との間で、我が国とユーラトム加盟諸国との間の原子力の平和的利用を確保するための交渉を開始することを決定した。
- (2) 平成8年4月、我が国は、欧州委員会との間でまず非公式協議を開始し、平成10年5月に 欧州委員会が閣僚理事会から協定交渉権限を取得したことを受け、平成11年4月に第1回公式協議を行った。その後、8回にわたり公式協議を重ね、平成13年に本協定の内容につき基本的な合意に至った。
- (3) その後、更に詳細事項についての調整及び平成16年5月の欧州連合の拡大に伴い必要となった調整等についての協議を重ね、本年2月27日、日本側河村欧州連合日本政府代表部特命全権大使、ユーラトム側ピエバルグス欧州委員会委員との間で署名が行われた。

**2. 意義**

我が国は、従来から、核兵器の軍縮・不拡散問題と原子力の平和的利用に優先的に取り組んでいる。この協定の締結により、我が国とユーラトム加盟各国との間で移転される核物質等の平和的利用が法的に確保されることになり、我が国の安定的なエネルギー供給の確保にも資することから、この協定を締結することは極めて有意義であると認められる。

### 3. 本協定の主な内容

この協定は、協定本文、協定の附属書（A（設備及び資材リスト）、B（第三国移転の際に取り付ける保証内容）及びC（核物質の防護水準））及び合意された議事録から成り、その概要は、次のとおりである。

- (1) 日・ユーラトム間で移転される核物質及び原子力関連資機材の平和的利用を保証する。
- (2) 日・ユーラトム間で移転される核物質には国際原子力機関（IAEA）の保障措置が適用される。
- (3) 日・ユーラトム間で移転された核物質及び原子力関連資機材が第三国に再移転される場合には再移転先国から平和的利用等の保証を取り付ける。
- (4) 日・ユーラトム間で移転される核物質を適切に防護する措置をとる。
- (5) 核物質や原子力関連資機材の供給、関連する役務の提供、専門家の交換による協力、情報の交換その他適当と認める協力を行う。
- (6) 原子力分野における研究開発協力を発展させる。
- (7) 本協定に基づく協力で生じた知的財産及び移転技術の適切かつ効果的な保護を確保する。
- (8) 本協定と日英・日仏原子力協定との関係について定める。
- (9) 本協定に基づく協力を促進するための協議、本協定の解釈又は適用から生じる紛争についての仲裁手続について定める。

(了)